

猪名川部会における委員発言に対応する資料

○河川管理者が捉える環境について

第8回猪名川部会（1/27 開催）において、委員から、河川管理者が捉える環境についての資料提供の要請がありました。

本資料は、この要請に対して河川管理者から提出された資料です。

河川管理者が捉える環境について

平成9年の河川法改正において、河川法の目的の中に「河川環境」に関する事項を明記しました。

河川法改正においては、これまで治水、利水の機能を持つ施設としてとらえていた河川を、河川がもっている自然環境や河川と人との関わりにおける生活環境といった「河川環境」を明確に位置付けることとし、「河川環境」とは、

河川の自然環境として、

①河川の水量及び水質

②河川区域内における生態系

河川と人との関わりにおける生活環境として、

③河川区域内におけるアメニティ、景観及び親水
という説明を行ってきました。

しかしながら、今後の猪名川の河川環境については、整備計画を検討していく上で議論していただきたいと考えております。

(参考資料)

・河川法の一部を改正する法律等の施行について

(平成10年1月23日 建設省河政発第 4号)

・河川法の一部を改正する法律等の運用について

(平成10年1月23日 建設省河政発第 5号)

建設省河計発第 3号)

建設省河環発第 4号)

建設省河治発第 2号)

建設省河開発第 5号)

建設省河政発第4号
平成10年1月23日

近畿地方建設局長 殿

建設省河川局長



近畿地方建設局
建近水第 20 号
10年1月26日

河川法の一部を改正する法律等の施行について

河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）は、平成9年6月4日に、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第341号）、河川法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第342号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成9年建設省令第18号）は、それぞれ11月28日に公布され、いずれも平成9年12月1日から施行されることとなった。

今回の河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）の改正は、河川環境の整備と保全がされるよう、河川の総合的管理の内容の一つとして「河川環境の整備と保全」を位置付けるとともに、地域の実情に応じた河川の整備を推進するため、河川の整備に関し、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画を定め、後者について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとするほか、堤防又はダム貯水池に沿って設置する樹林帯の整備の促進のための制度の創設、異常洪水時における水利調整の協議及び水利使用者相互間の水の融通を円滑化するための措置等を講ずるものである。

また、今回の河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）の改正は、河川整備基本方針及び河川整備計画の準則等を定めるなど法改正に伴う所要の改正のほか、河川区域内の動植物の生息地又は生育地を特に保全することが必要と認められる土地の区域を河川管理者が指定し、当該区域への自動車の乗入れ等を禁止することができることとするとともに、河川管理事務の効率化、

地方分権の推進等の観点から、二級河川における改良工事のうち建設大臣の認可が必要な範囲を大幅に縮小すること等の改正を行ったものである。

今後、河川法等の施行に当たっては、上記の趣旨を踏まえ、下記の点に十分留意して、適切な運用に努められたい。

記

一 河川環境の整備と保全について（法第1条等関係）

近年、環境や地域づくりの観点から河川の持つ多様な自然環境や水辺空間としての機能等に着目し、適正に整備、保全された河川環境を享受しようとする要請が高まっており、

- ① 良好な河川環境の一層の整備と保全を図るには、河川の総合的な管理の内容の一つに「河川環境」を明確に位置付ける必要があること
- ② 特に、環境の中の重要な要素となっている河川内の生態系等の自然環境や景観等の観点からの整備及び保全は、「河川の適正な利用」や「流水の正常な機能の維持」ではなく、正面から「河川環境」として捉えることが適当であること

などから、河川法の目的に「河川環境」に関する事項を明記したものであること。

したがって、今後の河川の管理に当たっては、個別の河川の状況等を踏まえ、治水及び利水に、環境を含めた調和のとれた河川の総合的な管理が確保されるよう、適正に行われたい。

二 河川整備基本方針及び河川整備計画について（法第16条及び第16条の2関係）

改正前の河川法において、河川工事の計画的な実施についての基本となるべきものとして「工事实施基本計画」を定めることとされていたが、

- ① 河川の具体的な整備の姿がどのようなものになるかを関係地域に明らかにする必要があること
- ② 近年、良好な環境に関する国民のニーズが増大する中、治水、利水及び環境の調和のとれた河川整備を進めるためには、環境が比較的地先性の高いものであることを踏まえ、具体的な河川整備の計画について地方公共団体、地域住民等の意見を反映することが必要になっていること

③ 計画的な河川整備には、単に河川工事のみならず、河道維持のためのしゅんせつ、高水敷の立木の伐採等河川の維持も重要であり、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すことが求められていること

等から、従来の工事实施基本計画を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める河川整備基本方針と、当面の具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画に区分し、河川整備計画については、地域の意向を反映させるために必要な措置を講ずることにより、水系一貫管理の原則を踏まえつつ、河川の特性和地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を進めていくこととしたものであること。

このような趣旨を踏まえ、河川整備基本方針では、当該水系の長期的な整備の基本方針と、計画高水流量等の河川整備の基本となるべき事項について簡潔に定めること。

また、河川整備計画は、河川ごとの特性を踏まえた整備がなされるべきであることから、画一的なものとならないよう留意すること。

三 樹林帯制度の創設について（法第3条、第6条、第26条及び第27条等関係）

1 樹林帯制度の趣旨

河川の堤防に沿った樹林には、洪水時の越水による堤防裏法尻部の洗掘の防止や破堤時における氾濫流の抑制による破堤部の拡大防止といった治水上の機能が、ダム貯水池に沿った樹林には、ダム貯水池への土砂や濁水の流入を防止することによる貯水池の堆砂の防止や貯留水の汚濁の防止といった治水上、利水上の機能がそれぞれ認められ、河川管理者による積極的な整備や管理が必要となっている。

樹林帯制度は、このような機能を有する樹林を、樹林帯として河川管理施設に明確に位置付けるとともに、樹林帯の区域の指定及び公示、河川区域における規制の緩和等所要の措置を講ずることにより、樹林帯の整備及び管理の円滑な推進を図るために創設したものであること。

2 樹林帯区域の法的性格並びに指定及び公示について

① 樹林帯区域について

法第6条第3項は、同条第1項第2号の特例として、河川管理施設の敷地である土地の区域である河川区域のうち、その管理する樹林帯の敷地で

ある土地の区域について樹林帯区域として指定しなければならない旨規定したものであるが、法第26条及び第27条の規定による樹林帯区域に係る規制緩和を除き、その法的性格は通常の河川区域と同一であり、河川の使用及び河川の規制の規定が適用されるものであること。

② 河川保全区域との関係について

法第54条第1項は、樹林帯自体が堤防等の河川管理施設を保全するためのものであり、河川保全区域の規制を課してまで樹林帯自体を保全する必要はないことから、河川保全区域による保全の対象となる河川管理施設から樹林帯を除く旨を規定したものであること。また、同条第3項は、樹林帯区域の指定がなされても河川保全区域の指定は本来保全すべき堤防等の河川管理施設から50m以内で行うよう、河川保全区域の指定範囲を規定する同項の河川区域から樹林帯区域を除く旨を規定したものであること。

なお、樹林帯区域と河川保全区域は重複して指定することはできないものであること。

③ 特定樹林帯区域について

法第26条第4項ただし書に規定する特定樹林帯区域は、樹林帯区域を指定する区域がその指定前において河川保全区域である場合等当該区域に隣接する堤防等の河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全する必要がある場合において、通常の樹林帯区域と同様の規制緩和がなされると、工作物の新築、改築等の規制がなくなり堤防等の河川管理施設の保全に支障を来すおそれがあることから、このような区域について樹林帯区域を指定する場合には、河川保全区域であった時と同様の規制が行われるよう指定するものであること。

したがって、従前河川保全区域であった区域に樹林帯を設置し、樹林帯区域を指定する場合は原則として特定樹林帯区域を併せて指定するものであること。また、築堤等と併せて樹林帯を設置した場合であって、当該樹林帯区域が軟弱地盤である等河川管理施設を保全する必要がある場合においても原則として特定樹林帯区域を併せて指定するものであること。

④ 樹林帯区域の指定及びその公示は、裸地等に植林する場合については、植栽事業が完了し、また、既存の樹林地については、樹林地を買収し、又は法第3条第2項ただし書の同意等を得て、その敷地である土地の区域が河川区域となると同時に行うものとする。

- ⑤ 都道府県知事は、指定区間内の一級河川のうち指定区間外の一級河川との境界に係る部分について、樹林帯区域を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、関係地方建設局長に協議すること。

四 渇水調整の円滑化のための措置について（法第53条及び第53条の2関係）

近年、少雨化傾向等により渇水が頻発し、都市化の進展等によりその影響がますます大きくなっている中で、的確な対応が強く求められていることから、なお一層の渇水調整の早期化、円滑化を図るための規定を整備したものであり、

- ① ダム等を水源とする水利使用者が増加した現在、渇水調整は、ダム等の貯留水が枯渇し、水利使用が困難となる以前の早い段階、すなわち、渇水調整を行わなければ許可に係る水利使用が困難となるおそれがある段階から協議を開始することが必要となっていることから、なお一層の渇水調整協議の早期化を図るため、水利使用者はこれに努めるものとし、
- ② また、水利使用が複雑化、多様化する中で、渇水調整協議の円滑化のためには河川管理者による適切な情報提供が不可欠となっている状況にかんがみ、河川管理者はこれに努めるものとする
- を法律上明らかにしたものであること。

また、異常な渇水により水利使用が困難となった水利使用者が、自らの取水位置を変更して他の水利使用者の水利使用を行わせてもらう場合に、これを適法かつ迅速に行うことができるようにするため、法第23条及び第24条の特例として、実態に即して簡素な審査手続を設けたものであること。

したがって、今後なお一層、渇水時において、各河川の雨量、流況、ダムの貯水量等の情報を関係河川使用者に提供するよう努めるとともに、利水者間の互譲の精神の醸成を図るため、平常時からこれらの情報を積極的に提供するよう努めるなど、改正後の法第53条及び第53条の2の規定を的確に運用するとともに、「渇水対策の推進について」（昭和49年3月22日付け建設省河政発第26号河川局長通達）に基づく渇水調整協議会の一層の活用等を通じて渇水調整の早期化、円滑化に努められたいこと。

なお、法第53条の2第1項に基づく承認の迅速化を図るため、建設事務次官から地方建設局長に対して、「河川に関する事務の取扱いに関する地方建設局処務細則準則の一部改正について（平成10年1月23日付け建設省河調発第1号建設事務次官通達）」により、本権限の行使を事務所長の専決事項とするよう通達したところであり、北海道開発局長及び各都道府県知事による本規定に基づく承認についても、必要に応じて、同様な観点からの迅速化のため

の措置を講じられたいこと。

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について（法第18条及び第67条関係）

河川管理者は、水質事故等に対応して、オイルフェンスの設置により油の下流への流出の防止、オイルマットの敷設による油の吸着等の処理対策を行っているところである。このような水質事故処理等は、本来原因者の責任で行うべきであるが、改正前の河川法においては、原因者に施行・負担させることができるものは「河川工事」に限定され、河川管理者は、水質事故処理等の河川の維持を原因者に施行させることができなかつたため、河川管理者が、油の流出など水質事故等により必要となつた河川の維持（オイルフェンス、オイルマットの敷設等）について、原因者に施行を命じ、又は原因者に必要な費用を負担させることができるよう措置したものであること。

六 不法係留船舶等の対策について（法第75条等関係）

河川区域内の不法係留船舶や不法係留施設等は、洪水時にこれらが流出して、河川管理施設を傷つけるなど治水上の支障があるとともに、船舶の通航に支障となる等の河川利用上の問題、劣悪な景観等の環境上の問題があり、所有者不明の不法係留船舶等に対して簡易代執行による撤去が行われているが、撤去船舶等を競売に付し売却代金を供託する方法（換価供託）では、買受人が現れない限り、当該船舶等を処分できないこと等から、河川管理者にとって大きな負担となっている。

このため、不法係留船舶等の撤去を円滑に進めるために、簡易代執行による撤去船舶等の工作物について、一定期間が経過してもなお当該工作物を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用や手数を要するときは、当該工作物を売却して売却代金を保管できるとともに、買受人がなく、価額が著しく低いときは廃棄できることとし、更に一定期間を経過してもなお返還することができない場合には、国又は地方公共団体が当該工作物の所有権を取得する制度を創設したものであること。

七 河川の台帳（河川現況台帳及び水利台帳）の磁気ディスク化について（令第4条関係）

河川の台帳の磁気ディスク化を推進することにより、適正かつ円滑な河川管

理の推進及び適時適切な河川情報の提供を図るため、従来書面を前提とした調書及び図面により調製されていた河川の台帳を、電子計算機の操作による磁気ディスクをもって調製、保管することができることとし、また、閲覧についても磁気ディスクに記録された事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法により行う制度を創設したものであること。

なお、磁気ディスクをもって河川の台帳を調製、保管した場合には、書面による河川の台帳の調製、保管の必要はないものであること。

八 動植物の生息地等を保全するための自動車の乗入れ等の規制について（令第16条の4関係）

動植物の生息地又は生育地となっている河川において、河川敷等に自動車で乗り入れること等については、当該地域の動植物の生息又は生育に著しい支障が生じるなど河川管理上の問題があり、地域によっては、社会問題化していることから、河川管理の目的に河川環境の整備と保全が規定されたことに併せ、動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があるとして指定した河川区域内の土地の区域への自動車その他河川管理者が指定したものを入れることを禁止することができることとするものであること。

なお、この土地の区域については、河川の流水が存する土地の区域が含まれるものであること。

また、動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他河川管理者が指定したものを入れた者は、令第59条第3号の規定に基づく罰則が適用されることとなるので、この点に留意して適正な区域の指定を行うこと。また、その取締りに当たっては、河川管理者は警察と相互に密接な連絡を保持し、その取締りの万全を期するものとする。

九 二級河川に係る建設大臣の認可の範囲の縮小について（令第46条関係）

地方分権推進の観点から二級河川についての国の関与を縮小するものであり、建設大臣の認可を要する河川工事を、安全性確保のための高度に技術的な観点からの審査を必要とするものに限定したものであること。

十 関係通達の一部改正について

1. 昭和40年6月29日付け達河発第245号「河川法の施行について（通達）」を次のように改正する。

記3中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

2. 昭和40年6月29日付け建水発第25号「河川法の施行に関する関係行政機関等との連絡調整について（通達）」を次のように改正する。

記4を次のように改める。

記4 削除

記7中「第27条第3項」を「第27条第5項」に改める。

3. 昭和47年9月7日付け建設省河政発第78号「準用河川制度の改正について（通達）」を次のように改正する。

別添三2中「第6条第3項」を「第6条第5項」に、「（工事実施基本計画の作成）」を「（河川整備基本方針の作成）、法第16条の2（河川整備計画の作成）」に改める。

4. 昭和62年10月19日付け建設省河政発第51号「河川法等の一部改正について（通達）」を次のように改正する。

記3中「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」に、「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に、「第10条の2第6号」を「第10条の5第6号」に、「第10条の2第1号から第5号まで」を「第10条の5第1号から第5号まで」に、「第10条の2第2号及び第4号」を「第10条の5第2号及び第4号」に改める。

記4中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に、「工事実施基本計画」を「河川整備基本方針」に、「第10条の2第6号ただし書」を「第10条の5第6号ただし書」に改める。

記7中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

5. 平成3年11月1日付け建設省河政発第69号「河川法の一部を改正する法律等の施行について（通達）」を次のように改正する。

記1見出し中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項及び第4項」に改める。

6. 平成6年7月8日付け建設省河政発第44号「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について（通達）」を次のように改正する。

記1中「第16条の2」を「第16条の3」に、「第10条の2第6号ただし書」を「第10条の5第6号ただし書」に改める。

7. 平成6年10月17日付け建設省河政発第62号「河川敷地の占用許可について（通達）」を次のように改正する。

記2（4）中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

記8（2）中①を削り、②を③とし、③の前に①及び②として次のように加える。

① 計画堤防

準則第8第1項の表中及び第2項第2号の「計画堤防」とは、法第16条第1項に規定する河川整備基本方針に従って定めた計画横断形の堤防に係る部分をいう。

② 河川整備基本方針等

準則第8第2項第1号の「河川整備基本方針等」とは、法第16条第1項に規定する河川整備基本方針のほか、河川整備基本方針に従って定めた計画横断形をいう。

記8(3) (見出しを含む。) 中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

記8(4) (見出しを含む。) 中「高規格堤防特別区域」の下に「樹林帯区域」を加える。

建設省河政発第5号
建設省河計発第3号
建設省河環発第4号
建設省河治発第2号
建設省河開発第5号
平成10年1月23日

近畿地方建設局河川部長 殿

建設省河川局水政課長



建設省河川局河川計画課長



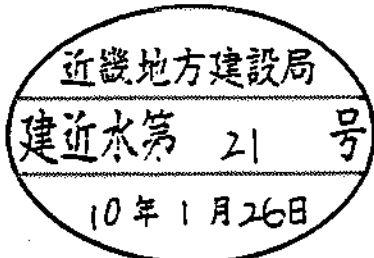
建設省河川局河川環境課長



建設省河川局治水課長



建設省河川局開発課長



河川法の一部を改正する法律等の運用について

河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第341号）、河川法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第342号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成9年建設省令第18号）の施行については、「河川法の一部を改正する法律等の施行について」（平成10年1月23日建設省河政発第4号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

記

一 河川環境の整備と保全について

1 河川環境とは、河川区域内の「環境」であり、河川の自然環境と河川と人との関わりにおける生活環境を指すものであり、具体的には、以下のような内容であること。

- イ 河川の水量及び水質
- ロ 河川区域内における生態系
- ハ 河川区域内におけるアメニティ、景観及び親水

2 河川環境の整備と保全の対象は、河川区域内の環境であり、具体的には以下のような内容であること。

- イ 河川環境の整備とは、自然を活かした川の整備、水質の浄化、親水性の確保等により積極的に良好な河川環境を形成すること
- ロ 河川環境の保全とは、水質の維持、優れた自然環境や景観の保全、河川工事等による河川環境に与える影響を最小限度に抑えるための代償措置等により良好な河川環境の状況を維持すること

二 河川整備基本方針及び河川整備計画について

1 河川整備基本方針の策定について

① 河川整備基本方針で定める内容

河川整備基本方針では、その管理する河川について、河川の整備（河川工事及び河川の維持）を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川の整備の基本となる事項を定めるものであり、具体の施設の整備内容等については、この河川整備基本方針に沿って策定される河川整備計画で住民等の意見を聴取して定めること。

② 河川整備基本方針で定める事項

河川整備基本方針の「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」は以下のことを踏まえ策定すること。

当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の内容は、当該河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

河川環境の整備と保全に関する事項は、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第10条第3号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて記載すること。

2 河川整備計画の策定について

① 河川整備計画の策定単位

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について定めるものであり、その策定単位は、一連の河川整備の効果が発現する単位として原則以下のとおりとすること。

イ 一級河川の指定区間外は、水系ごとを基本とすること。

ロ 一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び1次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本とし、ダム等の洪水調節施設の設置箇所も含めること。

ただし、河川の状況に応じ上記単位によらないことができるものであること。

また、一級河川の指定区間及び二級河川において左右岸の河川管理者が

異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定すること。

② 河川整備計画で定める事項

河川整備計画で定める事項及び策定の考え方は以下のとおりとすること。

イ 計画対象区間

ロ 計画対象期間

河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすること。

ハ 河川整備計画の目標に関する事項

河川整備計画の目標に関する事項の内容は、河川整備計画で対象とする期間における、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

なお、これら3項目は互いに密接に関連していることから、項目の立て方は、各河川ごとの状況に応じてそれぞれ設定するものであること。

(1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

令第10条第1号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の氾濫区域の人口、資産、上下流及び他河川の整備状況等を踏まえ、バランスのとれた目標を定めること。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

令第10条第2号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の河川の利用状況、正常流量の確保状況等を踏まえて、当面確保する正常流量その他必要な事項を定めること。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

令第10条第3号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて、当面の期間における河川環境の整備と保全に関する事項を定めること。

二 河川の整備の実施に関する事項

地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を実施するため、計画対象期間中の個々の河川工事並びに河川の維持について令第10条に規定する事項を総合的に考慮した上で具体的に定めることとすること。

なお、令第10条の3第2号イにおいて、具体の河川整備に当たっての詳細な断面形を定めること。

③ 河川整備計画の作成に当たっての留意事項

河川整備計画の策定に当たっては、当該計画が地域住民等に十分に理解され、地域の意見を踏まえたものとするのが重要であることから、「②河川整備計画で定める事項」の記載に当たっては、住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うとともに、当該河川並びに流域の特性、現状での課題等を記載し、当該計画に定める河川整備の必要性、考え方が分かるようにすること。

また、河川整備計画の策定に際しては、策定に当たっての根拠となったデータ等の情報公開に努めるとともに、必要に応じ、河川整備による効果、河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を説明すること。

④ 河川整備計画の策定の手続について

イ 河川整備計画の策定に当たって、規模が小さい河川で小規模な工事しかなく河川への影響が小さい場合や計画策定前より地域の要望が出されており、改めて住民の意見聴取等を行う必要がない場合等があることから、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第16条の2第3項及び第4項において「必要があると認めるときは」としたものであるが、両項の規定を設けた趣旨を踏まえ、適切な運用を図ること。

ロ 法第16条の2第4項の関係住民とは、河川整備計画が対象とする区間と関係のある地域の住民であり、主として、当該河川の流域や洪水の氾濫想定地域内の関係者が想定されるが、個々の河川の特性、河川整備内容等を踏まえ、適切に判断すること。

また、具体の必要な措置としては、公聴会、説明会の開催等、河川の規模、地域の実情等を踏まえ、適切に実施すること。

⑤ 河川整備計画の変更について

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるように、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。

3 河川整備基本方針及び河川整備計画の公表について

河川整備基本方針は河川の整備の基本となるべき事項を定めるものであり、また、河川整備計画は当該河川の具体的な河川整備の内容を明らかにするものであることから、例えば、河川整備基本方針及び河川整備計画を決定又は変更した旨を官報又は公報に掲載することや、本文を事務所等へ備え置く等により、広く一般に周知されるよう適切に措置すること。

三 樹林帯制度の創設について

1 樹林帯制度について

樹林帯は、法第3条に規定するように「堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するもの」であるが、具体的には次のような河川管理上の効用を有するものであること。

- ① 堤内の土地に堤防に沿って設置する樹林帯にあつては、越水による洗掘の防止及び氾濫流による破堤部の拡大の防止による堤防の機能の維持・増進を図ることを通じ、洪水による災害の発生を防止・軽減すること（なお、堤防に沿って設置する樹林帯は利水上の機能を有するものではない）。
- ② ダム貯水池に沿って設置する樹林帯にあつては、ダム貯水池への濁水の流入を防止することにより貯留水の汚濁を防止すること及び土砂の流入を防止することにより貯水池の堆砂を防止すること。

また、樹林帯は樹林により構成される河川管理施設であるため、河川管理施設の土地の区域界が従前の河川管理施設とは異なり外形上明確でないため、樹林帯の敷地である土地の区域（樹林帯区域）を指定し、公示することとともに、通常冠水しない堤内地等にある樹林帯については、現行の河川区域内における工作物の新築等の許可に係る規制のうち、樹林帯の機能を確

保する上で必要のないものについては許可を受けることを要しないものとしたものであること。

2 樹林帯の整備について

- ① 堤防に沿って設置する樹林帯は、破堤・氾濫により著しい被害を生ずるおそれのある場合に、越水時における洗掘の防止による破堤の防止及び破堤時において氾濫流による破堤部の拡大の防止を図るために設置するものであること。また、ダム貯水池に沿って設置する樹林帯は、従前より行われている法面保護工等に代替する工法の一つとして、樹林の整備によりダム貯水池への濁水や土砂の流入の防止を図るために設置するものであること。
- ② 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号。以下「規則」という。）第1条第1号の「おおむね20メートル以内」及び同条第2号の「おおむね50メートル以内」とは、いずれも土地の勾配を考慮した斜距離であること。
- ③ 法第6条第3項にある「その管理する」とは、権原を有し又は法第3条第2項ただし書により権原に基づき管理する者の同意を得て管理するものであり、原則として、権原の取得は買収によること。
従って、樹林帯の整備は、既存の樹林地につき、それを買収し、又は樹林帯として管理することにつき権原に基づき管理する者の同意を得る場合と、裸地等の無樹林地を買収又は借地し、河川管理者が植林を行う場合があること。
- ④ 樹林帯は堤防又はダム貯水池に隣接して設置するものであること。なお、ダム貯水池に沿って設置する樹林帯は、道路（農道又は林道を含む）が規則第1条第2号の土地の範囲内にある場合は、道路の下方部のみに設置するものとする。また、遊歩道等の小規模な施設以外は堤防又はダム貯水池と樹林帯の間に置かないこと。

3 樹林帯区域の指定及び公示について

- ① 樹林帯区域の指定をしようとする土地の区域が既に河川保全区域に指定されている場合にあつては、樹林帯区域の指定と併せて当該河川保全区域

の指定の廃止を行うものとする。

② 樹林帯区域（特定樹林帯区域を含む。以下④及び⑤において同じ。）の指定の公示が行われたときは、速やかに、規則別記様式第1河川現況台帳調書（丙の3の5（特定樹林帯区域にあっては、丙の3の6））及び河川現況台帳の図面に樹林帯区域の区間及び幅がわかるよう必要な記載を行うこと。

③ 樹林帯区域は、現地における当該区域の範囲等を明らかにするため、樹林帯区域の位置、範囲及び規制行為等を掲示する立札を現地に設置すること。

④ 地方建設局河川部長又は北海道開発局建設部長は、指定区間外の一級河川について、樹林帯区域を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止する必要があると認めるときは、建設省河川局水政課長に対し、次に掲げる図書を添付して、その旨を申し出ること。

イ 公示案

ロ 位置図

ハ 縮尺2500分の1の実測平面図

ニ 樹林帯の事業計画の概要

ホ その他参考となるべき事項を記載した図書

⑤ 不動産登記法（明治32年法律第24号）第90条が改正され、土地又はその一部が樹林帯区域となった場合には、登記簿上表題部に、河川区域内である旨の表示に加え、樹林帯区域内の土地である旨の表示も記載されることとされたところである。

このため、樹林帯区域の指定を行ったときは、別途送付する照会回答に従い、不動産登記法第90条第1項及び第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨の登記を囑託すること。

なお、樹林帯区域の変更又は廃止により土地の全部又は一部が樹林帯区域内の土地でなくなったときも、別途送付する照会回答に従い、同条第3項の規定に基づき、遅滞なく当該登記の抹消を囑託すること。

4 樹林帯区域の許可関係について

① 法第26条第1項に基づく工作物の新築又は改築の許可について

特定樹林帯区域における工作物の新築等の許可に当たっては、次に掲げる事項について審査すること。

- イ 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。
- ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。
- ハ 止水性のある工作物にあつては、堤防内の浸潤面の上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。

② 法第27条第1項に基づく土地の掘削等の許可について

イ 樹林帯区域における土地の掘削等の許可に当たっては、当該行為が、堤防に沿って設置された樹林帯にあつては氾濫流の、ダム貯水池に沿って設置された樹林帯にあつては表層水又は伏流水の変流等の原因となること等により、樹林帯の機能に悪影響を及ぼすおそれのないことを審査し判断すること。

ロ 特定樹林帯区域における土地の掘削等の許可に当たっては、上記イに加え、次に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 掘削及び切土について

- a 当該掘削及び切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。
- b 基盤漏水の原因とならないものであること。

(2) 盛土について

- a 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮したものであること。
- b 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

③ その他

樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除去は、法第26条第4項により許可を要しないものとされているが、樹木の伐採を伴うものは、法第27条第1項の許可が必要であること。

また、工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもので

あっても、樹木の伐採を伴うものは、法第27条第1項の許可が必要であること。

四 渇水調整の円滑化のための措置について

1 渇水時における水利使用の調整について

渇水調整の円滑化を図るという本条の趣旨に鑑み、法第53条の「水利使用者」には、実質的に渇水調整を行う能力を有する、水利使用者から渇水調整を任されている者を含めて取り扱うこと。

2 渇水時における水利使用の特例について

① 渇水時における水利使用の特例を設けた趣旨

渇水時の水の融通で水利使用許可の変更を必要とするもののうち、水利使用が困難となった者が、他の水利使用者の許可に係る水利使用を行わせてもらうものは、既に審査済みである当事者の水利使用許可水量の範囲内で行われるものであること及び渇水時の水の融通は緊急的な措置であり、また、関係水利使用者間の合意形成が図られた上で行われている実態を踏まえ、法第23条及び第24条の特例として水融通の必要性に限った簡易な審査手続を設けるとともに、水利調整手続、特定水利使用の許可等に際して必要な関係行政機関の長との協議及び関係都道府県知事の意見聴取を不要としたものであること。また、同様の観点から、水利使用の特例は、水利使用の目的が異なる水利使用者間においても適用できることとしていること。

② 水利使用の特例の承認について

河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。

イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。

ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。

ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。

ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利

使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。

③ 水利使用の特例を終了する場合の届出等について

法第53条の2第2項の届出は、同条第1項の承認を受けた者の氏名、住所、承認番号及び当該承認に係る水利使用の特例を行わないこととした意思が明確に把握できるよう、必要に応じて書面の提出を求めることとし、同項の承認をする際に届出の方法を申請者に知らしめること。また、同項の承認に係る期間が満了するまでに水利使用の特例の更新等の申請を行わない者に対しては、当該期間の満了後、水利使用の特例が終了した旨を通知すること。

④ 承認の取消について

法第53条の2第3項に基づく同条第1項の承認の取消は、同条第2項の規定による届出があった場合を除き、濁水が解消し、河川の流況やダム等の貯水量が回復して水利使用の特例を受けている水利使用者の法第23条の許可に基づく水利使用が困難でなくなった場合に行うこととし、この場合、速やかに、当該水利使用者に対し水利使用の特例を取り消した旨を通知すること。

⑤ その他

水利使用の特例を行わせる者に対して水利使用の許可を行っている河川管理者と、水利使用の特例を受ける者に対して水利使用の許可を行っている河川管理者が異なるときには、法第53条の2第1項の承認及び第3項の取消に当たり、相互に必要な連絡調整に努めること。

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について

1 河川の汚損について

「河川の汚損」とは、水質事故等により、河川の流水、河川敷等を汚すことであり、具体的には、例えば、施設や船舶等の故障、事故等の突発的な事象により、原油、重油、灯油などの油や有害物質等が河川に流入し、河川の流水を汚したり、産業廃棄物、建築廃材、船舶、車両等の不法投棄により、河川敷を汚すことであること。

2 河川の維持について

「河川の維持」とは、河川又は河川管理施設の原状を良好な状態に保存する行為であり、具体的には破船、流木、ごみ、投棄車両等の障害物の除去、水質事故の応急措置等であること。

水質事故の応急措置としては、流出した油、酸・アルカリ等の拡散、流下、遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の設置、化学処理等で、いずれも河川の原状を良好な状態に保全するために行うものであること。

3 水質事故時の関係者への連絡通報について

河川を汚濁する行為があったことを知ったときには、都道府県環境担当部局等関係行政機関及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者に対し速やかに通報するよう周知してきたところであるが、今後とも関係機関と十分な連絡通報体制の確保を図り、流水の清潔の保持の観点から適切に対処すること。

なお、連絡通報体制の確保に当たっては、既存の水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用すること。

4 原因者負担金について

原因者は、自らが生起させた水質事故等の結果に対して責任を有するものであり、衡平の原則から水質事故等の処理に要した維持行為についての費用負担を原因者に請求するものである。

したがって、原因者が個人、企業、法人を問わず、費用請求ができるものとする。なお、大震災等通常想定し得ない天災や第三者の犯罪行為により水質事故等が発生した場合で、原因となった施設の管理者に帰責理由が存しない場合においては、費用請求の対象とはならないものとする。

原因者負担の範囲は、業者に依頼した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること。

六 不法係留船舶等の対策について

1 対象となる工作物について

不法係留船舶の除却については、法第24条及び第26条等の規定違反の係留施設に係留されている船舶及び法第24条の規定違反の船舶に対して行われるものであり、従来法第75条第1項本文の「その他の措置」として対応してきたところである。今回、法第24条の規定違反の係留施設に係留されている船舶の除却については、当該係留施設の除却と併せて当該船舶が除却されている実態を踏まえて、本項柱書きの「工作物の改築若しくは除却」の次に括弧書きを追加したものである。したがって本項本文の内容は、本文全体として改正前と変わらないものであること。

本項第1号の改正は、従来「工作物等」として、なんら無定義で使用していた用語について、これは工作物と土地を指すものであったが、第4項以下は工作物についてのみ規定されることに伴い、工作物と土地として明記したものであること。

なお、対象となる「工作物」には、土地に定着しない物件も含まれ、その代表である「船舶」を、不法係留船舶対策についての第4項以下の改正に伴い、確認的に明記したものである（当該「工作物」には、法第24条及び第26条等の規定違反の係留施設に係留されている船舶及び法第24条の規定違反の船舶を含む。）。

2 警察署長への通知等について

不法係留船舶等として河川管理者が除却・保管したのものについても、その所有者等は遺失物として警察署に照会することが予想される。こうした状況に対応するため、河川管理者は、当該不法係留船舶等を除却・保管した場合には、当該不法係留船舶等が放置されていた場所を管轄する警察署の署長に対し、当該不法係留船舶等に係る令第39条の2に掲げる事項を通知すること。

3 保管場所の確保等について

河川管理者は、不法係留船舶等を除却し、又は除却させた場合には、善良な管理者の注意をもって保管する義務を負うこととなる。従って、各河川管理者は、不法係留船舶等を保管する場合には、当該不法係留船舶等の種類に応じて必要とされる保管場所で、適切な方法により保管すること。

ただし、特別の施設において保管しなければ滅失・破損するような工作物については、これを保管せず、売却してその代金を保管することができること。

4 公示等について

① 公示の方法

イ 不法係留船舶等の公示は、当該不法係留船舶等を保管した河川管理者の事務所において掲示板等を活用して行うが、同時に出張所にも通知し、問い合わせ等に対応できるようにすること。

なお、令第39条の3第1項では、掲示期間を保管を始めた日から起算して14日間としているが、この期間を過ぎても弾力的に掲示を行い、早期の返還に努めること。

ロ このほか、規則別記様式第16の3に定める様式の保管工作物一覧簿を河川管理者の事務所に備え付け、閲覧の希望者がある場合には閲覧に供すること。

ハ 前記イの公示の期間（14日間）が満了しても、当該不法係留船舶等の所有者等から連絡がなく、これを返還することができない場合には、以下の事項を留意の上、官報、関係都道府県の公報又は新聞紙に掲載を行うこと。

(1) 公示は原則として地方建設局長及び北海道開発局長（以下「地方建設局長等」という。）にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うこととするが、官報、関係都道府県の公報又は新聞紙のいずれに掲載するかについては、評価額の大小など個別事情に応じて合理的に判断すればよいこと。

(2) また、官報等に掲載する場合の公示内容は、名称又は種類、形状、数量、放置されていた場所、除却した日時、保管の場所、問い合わせ先、その他必要と認められる事項とすること。

(3) 地方建設局長等は、官報により公示を行おうとするときは、官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にその手続をとることを要請すること。

また、地方建設局長等以外の河川管理者は、官報により公示を行おうとするときは、各都道府県所在地の官報販売所に、所要の事項を記載した書面を提出すること。

② その他

公示以外にも、不法係留船舶の速やかな返還を行うため、状況に応じ、通常の管理体制で可能な範囲で不法係留船舶の所有者等の氏名及び住所を早期に確認するよう努めること。

5 不法保留船舶等の売却等について

① 売却できる場合の要件

河川管理者は、その保管した不法保留船舶等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は3月を超えて保管を行っている場合で、不法保留船舶等の評価額に比してその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該不法保留船舶等を売却し、その売却した代金を保管することができるが、この場合の考え方は以下のとおりであること。

イ 「滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき」とは、通常の管理による保管を継続する場合に、工作物の価値が著しく減少するおそれがあるときをいうものであり、例えば、不法保留船舶に積み込まれた生鮮野菜や生鮮魚介類であるような場合をいうものであること。

なお、鉄骨等を屋外の資材置場等で保管する場合に、傷みが生じることをもって直ちに滅失・破損するおそれがあるとは認められないこと。

ロ 「保管に不相当な費用を要するとき」とは、その時点までの保管費用又は手数と当該不法保留船舶等とほぼ同質のものを購入するとした場合の評価額を評価し、前者が大きいことが明らかなことをいい、「不相当な手数を要するとき」とは、保管に特別の勤務や人数を必要とする場合をいうこと。

ハ 不法保留船舶等の評価額は、当該不法保留船舶等の購入又は製作に要する費用、当該不法保留船舶等の使用年数、損耗の程度等を総合的に勘案して河川管理者が行うこととなるが、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものであること。

なお、専門的知識を有する者の意見を聴いた場合の査定料等の費用は、不法保留船舶等の所有者等の負担となること。

② 売却の方法

イ 一般競争入札に付すか指名競争入札に付すかは、工作物の種類、その評価額、売却手続に要する費用等を勘案して決定すること。

ロ 令第39条の5に規定する随意契約による場合とは、具体的には、例えば、入札によったのではその間に物件の価値が著しく減少するおそれがある場合であり、不法保留船舶に積み込まれた生鮮野菜や生鮮魚介類等がこれに当たるほか、入札の手続に要する費用に比して予定入札価格が低額である場合等が考えられること。

③ 廃棄できる場合

河川管理者は、不法保留船舶等の買受人がない場合において、その価額が著しく低いときは、これを廃棄することができるが、この場合、「価額が著しく低いとき」とは、河川法上不法保留船舶等の廃棄を認めた趣旨にかんがみて、当該不法保留船舶等の保管を続けることが明らかにその占有者の利益に反する場合をいうこと。なお、現実に売却手続を経なくても、もし売却をすればそれに要する費用が予定価格を上回るということが明らかである場合には、廃棄することができるものであること。

6 不法保留船舶等の返還について

- ① 所有者等から返還の申出があった場合には、身分証明書、自動車運転免許証、保険証等によりその氏名及び住所を確認し、不法保留船舶等に氏名等の記載があればこれと照合するとともに、不法保留船舶等の種類、形状その他の特徴を申し立てさせ、実物と符合することを確かめる等、所有者等であることの確認に万全を期すること。
- ② 返還に当たっては、除却、保管、売却、公示等に要した費用は所有者等の負担となり、後日連絡するところに従って納付する旨知らせておくこと。同時に、規則別記様式第16条の4に定める受領書に必要事項を記入、署名等をさせること。
- ③ 保管工作物一覧簿にも返還済みである旨を記載し、後日照会のあった場合のために備えておくこと。

七 河川の台帳（河川現況台帳及び水利台帳）の磁気ディスク化について

- 1 河川の台帳を磁気ディスクをもって調製、保管する場合の留意事項等について
 - ① 磁気ディスクについては、令第4条第2項において、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含むとされているが、これは磁気ディスクと同様に電子的又は磁気的方法によりデータを記録する物で、その記録の保存性が客観的技術水準により保障されているものをいい、磁気テープ、カートリッジ、光ディスク等がその例であること。

- ② 河川の台帳を磁気ディスクをもって調製、保管することは、河川の台帳の一部のみについてもできること。ただし、河川の台帳の一部について磁気ディスクをもって調製する場合には、例えば、河川現況台帳ごと又は水利台帳ごと、台帳の調書ごと又は台帳の図面ごと、若しくは、河川の管理区間ごとといった、磁気ディスク化の効果が発現する単位で行うことが望ましいこと。
- ③ 河川の台帳を磁気ディスクをもって調製、保管する場合には、滅失、き損の防止のための必要な措置を講じるとともに不測の事態に備えて、同一事項の記録を備え、保管すること。磁気ディスクを規則第4条の3第2項の規定に基づき河川管理者の事務所以外の場所に備える場合においては、建設大臣の定める方法によること。
- ④ 河川の台帳に係る内容についての変更があった場合には、変更内容を的確に把握し、あらかじめ電子計算機の操作担当者を定めるなどにより、河川の台帳（磁気ディスク）の更新、修正等が迅速に行えるようにしておくこと。
- ⑤ 河川の台帳を磁気ディスクをもって調製、保管した場合には、法第12条第4項の規定に基づく閲覧は、規則第4条の2第3項の規定に従って、磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面（コンピューターの画面）に表示する方法により行うこと。

2 河川の台帳の磁気ディスク化の推進について

河川現況台帳の磁気ディスク化については、現在地方建設局及び北海道開発局で行っている水文水質データベース及び河川地理情報システムの整備と合わせて行うこととし、整備の積極的な推進を図ること。

また、水利台帳の磁気ディスク化についても、整備の積極的な推進を図ること。

八 動植物の生息地等を保全するための自動車の乗入れ等の規制について

1 指定基準について

動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要がある区域で、自動車

を乗り入れること等により、動植物の生息地又は生育地が回復できないほどの影響が生じると認められる場合において、指定するものとする（以下指定された区域を「生息・生育地保全区域」という。）。

2 指定する場合の留意事項について

① 「河川環境管理基本計画の策定について」（昭和58年6月28日付け建設省河計発第52号）に基づき河川環境管理の協議会等が設置されている場合には、当該協議会の意見を聴いた上で生息・生育地保全区域を指定すること。

② 生息・生育地保全区域の指定は、既往文献、河川水辺の国勢調査等を活用し、動植物の生息地又は生育地の状況を十分に確認した上で行うこと。
その範囲は、動植物の生息地又は生育地を保全するのに必要な範囲の土地となるようにすること。

3 指定する区域の公示等について

生息・生育地保全区域を指定する場合には、規則第18条の6により当該区域を明示して、地方建設局長等にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統括する都道府県の公報に掲載して行うほか、生息・生育地保全区域の周辺の見やすい場所に掲示して行うこととされたところであるが、その表示範囲が明確なものとなるよう公示すること。この場合、生息・生育地保全区域を平面図に明示して行う方法（指定しようとする区域を着色することにより範囲を明確に示す方法）が望ましいこと。

また、一級河川の指定区間外の区間においては、官報に掲載して公示することとされていることから、公示する必要のある区域について、河川局水政課を經由して官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にその手続をとることを要請するよう準備等を進めること。

九 二級河川に係る建設大臣の認可の範囲の縮小について

法第79条第2項及び令第46条において、改正前の河川法及び河川法施行令においては、工事实施基本計画において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事について建設大臣の認可を必要としていたが、今回の改正では、地方における施工実績や地方分権

の主旨を踏まえ、施設の安全性について高度な技術的な観点から認可が必要なダム及び地下に設ける河川管理施設（水圧管路）に限定するものであること。

十 関係通達の一部改正について

1. 昭和45年10月7日付け建設省河政発第105号「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について（通達）」を次のように改正する。

記第3一中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

2. 昭和49年7月22日付け建設省河治発第63号「特定採取制度の運用について（通達）」を次のように改正する。

記3（1）中「工事实施基本計画に規定する計画横断形（工事实施基本計画が定められていない場合は、建設大臣の認可を受けた河川改修全体計画に規定する計画横断形とする。以下同じ。）」を「河川整備基本方針に従って定める計画横断形」に改める。

3. 平成3年11月1日付け建設省河政発第72号、建設省河計発第66号、建設省河治発第57号「河川法の一部を改正する法律等の運用及び解釈について」を次のように改める。

記3を次のように改める。

3 高規格堤防に係る河川整備基本方針等について

高規格堤防を整備する河川の河川整備基本方針においては、高規格堤防の整備に関する事項として、高規格堤防のおおよその設置区間を定めるものであること。また、高規格堤防を整備する河川の河川整備計画においては、高規格堤防の横断形及び高規格堤防の敷地のうち通常の土地利用に供することができない天端の幅を定め、「（参考）」に主要な地点における高規格堤防の横断形の設計要件となる高規格堤防設計水位を記載するものであること。

記5（1）を次のように改める。

- (1) 河川敷地の占用については、平成6年10月17日付け建設省河政発第61号（以下「通達」という。）をもって建設事務次官から通達されているところであるが、高規格堤防特別区域内の河川管理者が権原に基づき管理する土地に係る第24条の土地の占用の許可については、当分の間、通達別紙の河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第8を除き、通達下記事項及び準則の各規定に従って処理するものとする。また、高規格堤防特別区域内の占用にあつて、法第26条第1項の許可を受けることを要しない工作物の新築又は改築を伴うものについては、当該工作物の概要の把握に努めるものとする。